

重要事項説明書

2021年7月1日以降
始期契約用

この書面では、三井ダイレクト損保の「総合バイク保険」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

読み方のご説明

契約概要

▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。




の項目

▶ 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。


橙色の文字の用語

▶ 下記の「保険用語のご説明」をご参照ください。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」^(注)に記載していますので、必要に応じて当社Webサイトを参照いただくか、当社お客さまセンターにご請求ください。
(注)eサービス(証券不発行)特約をセットしていない契約については、ご契約後に保険証券とともにお届けします。
- 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約の他、のマークに記載の項目等を記載しています。
- **保険契約者**と**記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の内容について、記名被保険者にも必ずご説明ください。

保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 <保険用語のご説明>

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	ご契約のバイクを主に運転される方で、保険証券記載 ^(注1) の被保険者をいいます。
	ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイクのことをいい、保険証券に明記 ^(注1) されます。
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載 ^(注1) の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方 ^(注2) を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	用途・車種	車両番号標等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車等の区分をいいます。
	原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。)または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。



(注1)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

(注2)性別が同一である方は、所定の資料等により確認させていただきますので、お客さまセンターまでご連絡ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み 契約概要

三井ダイレクト損保の「総合バイク保険」は「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」で構成されます。
必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただけます。

	基本となる補償	自動セット特約	任意セット特約
相手方への補償 	対人賠償保険		
	対物賠償保険		対物超過修理費用特約
ご自身・同乗者の補償 	+		+
	人身傷害補償特約	無保険車傷害特約	搭乗中のみ補償特約
	搭乗者傷害保険		自損事故傷害特約
その他の特約		被害者救済費用特約 スマート継続手続特約	弁護士費用補償特約 eサービス(証券不発行)特約 自転車賠償特約

ご注意ください

- ・原動機付自転車をご契約のバイクとするバイク保険については、その原動機付自転車について適用されるファミリーバイク特約をセットした自動車保険の契約等が他にある場合は、契約の重複が生じることがあります。(特約の補償内容等については保険会社により異なりますので、詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。)
- ・他の自動車保険等について、補償内容の差異や**保険金額**等をご確認いただき、『総合バイク保険』の補償の要否をご判断ください。

(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報


基本となる補償は次のとおり構成されており、**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金をお支払いしない**主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない場合(共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ご契約のバイクを競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害 など

	基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害補償特約	バイク・自動車事故で、記名被保険者またはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対し保険金をお支払いします。	酒気を帯びた状態等でお車を運転中に運転者本人が被った損害または傷害、闘争行為によりその本人に生じた損害または傷害 など
	搭乗者傷害保険	バイク事故で、ご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。	
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車 ^(注) と衝突した場合などで、記名被保険者またはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方が死亡された場合または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。 (注)無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。	
	自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能	運転者自身が起こした事故など自賠責保険等の補償の対象とならない事故によって、車両所有者やご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。	

上記の保険金とは別に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。

 <各補償・特約のお支払いする保険金とその額>、<保険金をお支払いしない主な場合>

② 主な特約の概要 **契約概要**

契約時のお申し出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる〈自動セット特約〉と、任意にセットできる〈任意セット特約〉があります。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

● 搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約) <任意セット特約>

人身傷害補償特約の補償範囲が、ご契約のバイクに搭乗中の事故に限定されます。

○:補償されます ×:補償されません

事故の種類 契約タイプ ^(注1)	ご契約のバイクに 搭乗中の事故	他人のバイク ^(注2) 、バス、 タクシーに搭乗中の事故	歩行中等の 自動車事故
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

(注1) 人身傷害補償特約にこの特約をセットしない場合を〈一般タイプ〉、セットする場合を〈搭乗中のみタイプ〉としています。

(注2) 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。

● 弁護士費用補償特約(自動車事故弁護士費用等補償特約) <任意セット特約>

記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方等が、自動車被害事故で死傷したり財物に損害を被った場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用(弁護士報酬、訴訟費用等)をお支払いします。(ただし、費用ごとに設定された限度額の範囲内で、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。)また法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。

● 自転車賠償特約(自転車運転者損害賠償責任補償特約) <任意セット特約>

記名被保険者またはその家族が自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害した場合(対人事故)ならびに他人の財物を滅失、破損または汚損した場合(対物事故)、法律上の損害賠償責任を負担することにより、被保険者が被る損害について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(対人事故は1事故1名あたりの保険金額を限度とし、対物事故は1事故あたりの保険金額を限度とします。)

③ 特約の補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

以下の特約をセットされる場合、記名被保険者およびそのご家族について、補償内容が同様の他の保険契約(自動車保険・ドライバー保険や、当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。

補償が重複すると、その特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認ください、以下の特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。)

ご注意ください	補償の重複を避けるためにこれら補償・特約を1契約のみにセットする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがありますので、十分ご注意ください。
----------------	---

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降のバイク保険等の補償の場合を含む)
①	人身傷害補償特約「一般タイプ」	人身傷害補償特約「一般タイプ」
②	弁護士費用補償特約	弁護士費用補償特約
③	自転車賠償特約	自転車賠償特約

(注1) 人身傷害補償特約「一般タイプ」が重複している場合は、一方のご契約を「搭乗中のみタイプ」とすることで、補償の重複部分をなくすることができます。ただしその場合、次の点にご確認ください。

- ・廃車等に伴い「一般タイプ」のご契約を解約された場合等には、ご契約のバイクに搭乗中以外の補償がなくなることがあります。
- ・また、例えば1台目は二輪自動車、2台目は原動機付自転車と、用途・車種が異なる複数台のバイクをお持ちの場合に、1台目の二輪自動車のバイク保険が「一般タイプ」であれば補償される「他人のバイクに搭乗中の事故」でいう「他人のバイク」は「他人の二輪自動車」に限られているため、2台目の原動機付自転車のバイク保険を「搭乗中のみタイプ」にすると、他人の原動機付自転車に搭乗中の事故の補償がなくなります。

(注2) 弁護士費用補償特約について、「記名被保険者およびそのご家族」以外の方は、弁護士費用補償特約をセットされたご契約のバイクに搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

(注3) 無保険車傷害特約等の自動セット特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

④ 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、お客さまが実際に契約する保険金額については、**申込書類等**でご確認ください。

⑤ 主な付帯サービス

すべてのご契約にロードサービスが付帯されます。主なサービスは「レッカーサービス」「車両トラブル緊急対応サービス」等になりますが、詳しくは「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の三井ダイレクト損保ロードサービスご利用規約をご参照ください。

⑥補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

運転者年齢条件が適用される方^(注1)のうちご契約のバイクを運転される最も若い方の年齢に応じて、「年齢を問わず補償」「21歳以上補償」または「26歳以上補償」^(注2)のいずれかの運転者年齢条件を設定いただけます。運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。

(注1) 運転者年齢条件が適用される方は下記(a)～(d)のとおりです。下記(a)～(d)以外の方(友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など)は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

- (a) 記名被保険者
- (b) 記名被保険者の配偶者
- (c) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (d) (a)～(c)までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

(注2) ご契約のバイクが原動機付自転車の場合は、設定できません。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：1年間
- 補償の開始：保険期間の初日の午後4時(申込書類等にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)
- 補償の終了：満期日の午後4時



(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、ノンフリート等級別料率制度、バイクの種類、記名被保険者の年齢等、以下のような要素等によって決定されます。

※ 当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。

お客さまが実際に契約する保険料については、申込書類等にてご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までのノンフリート等級、無事故/事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社やJA共済等所定の共済からも引き継ぐことができますが、自動車保険、ドライバー保険との間では引き継ぐことができません。  <ノンフリート等級別料率制度について> 1.(2)ノンフリート等級別料率制度における割増率の適用方法、1.(3)ノンフリート等級別料率制度における事故の取り扱い、1.(4)ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意、2.契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について								
記名被保険者年齢別料率区分	次の条件をすべて満たす場合は、始期日の記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。 ①ご契約のバイクの用途・車種が、二輪自動車 ②運転者年齢条件が、「21歳以上補償」または「26歳以上補償」								
使用目的	ご契約のバイクの使用目的に応じて、保険料が異なります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用^(注1)</td> <td>年間を通じて^(注2)週5日以上または月15日以上業務に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学^(注3)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「業務使用」に該当する場合は、当社でお引き受けできません。ご契約後、使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客様センターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意ください。)</p> <p>(注2) 始期日時点(保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点)以降1年間をいいます。</p> <p>(注3) 自宅より最寄駅まで使用する場合や、家族等を送迎する場合(例えば幼稚園への送迎)も含まれます。</p>	使用目的	基準	業務使用 ^(注1)	年間を通じて ^(注2) 週5日以上または月15日以上業務に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
使用目的	基準								
業務使用 ^(注1)	年間を通じて ^(注2) 週5日以上または月15日以上業務に使用する場合								
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								
運転免許証の色	始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色(「ゴールド」、「ブルー」、「グリーン」)に応じて保険料が異なります。								
保険料の割引制度	ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット契約割引 ・継続割引 ・長期無事故割引 ・長期無事故割引プラス ・複数台割引 ・eサービス(証券不発行)割引 ・ご紹介割引  <保険料および割引制度> 2. 保険料の割引制度								

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

「年払」と「月払」から選択いただけます。


○：選択できます ×：選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込 ^(注1)
年払	○	○	○
月払 ^(注2)	○	×	×

(注1) 当社Webサイトからのお申し込みの場合、PayPay銀行(契約者ご本人名義口座)のみとなります。

(注2) 当社Webサイトからのお申し込み可能です。また、「月払保険料」の支払い総額は、「年払保険料の8%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

 <ご契約後にご注意いただきたいこと> 4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③ 保険料の払込猶予期間等の取り扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者および記名被保険者には、ご契約時に「**危険**に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)^(注)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

(注)申込書類等において「告知事項」または㊦印で表示しており、電話の際にはおたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。

<主な告知事項>

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のバイクを主に運転する方1名をお選びのうえ、ご申告ください。 ●氏名 ●生年月日 ●住所 ●運転免許証の色
ご契約のバイク (車検証情報)	車検証(自動車検査証、軽自動車届出済証または標識交付証明書)に記載されている内容をご申告ください。 ●登録番号(登録番号に準ずるものを含む) ●用途・車種 ●車両所有者
ご契約のバイク (上記以外)	ご契約のバイクの使用実態等について、ご申告ください。 ●常時業務使用の有無 ●使用目的 ●改造の有無 ●側車の有無 ^(注) (注)総排気量50cc超125cc以下の場合
前契約	前契約がある場合は、保険証券等に記載されている内容および保険期間中の保険事故件数等をご申告ください。 ●保険会社 ●証券番号 ●保険事故件数(事故類型毎) ●ノンフリート等級 ●事故有係数適用期間
その他の項目	●過去13ヶ月以内の加入歴 ●過去13ヶ月以内の解除歴 ●特別危険保険料率適用予告通知の有無 ●ご契約のバイクの(任意保険)重複契約の有無

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

・ご契約のお申し込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申し出いただいた場合は、効力は生じません。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客様センターにお問い合わせください。

・当社Webサイトのクーリングオフ申し込みページ(<https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/coolingoff/>)からお申し出いただくか、下記記入例のとおり、ハガキ等の書面を当社「お客様センター」宛に郵送ください(お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません)^(注)。

(注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただけます(お申し出時の書面等への記入は不要です)。

・クーリングオフした場合、既に払込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

●クーリングオフ
申し込みページはこちら



●ハガキの記入例

<表>

郵便はがき

11200004

東京都文京区後楽2丁目5番1号

三井ダイレクト損害保険株式会社

お客様センター 行

□□□□□□

<裏>

私は下記の保険契約の申し込みを撤回いたします

①クーリングオフする旨の記載

保険契約者住所 ○○○○○○○○○○○○ ②保険契約者住所

氏 名 ○ ○ ○ ○ ③保険契約者氏名(自署)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○ ④連絡先電話番号

()

・契約申込日: ○年 ○月 ○日 ⑤契約申込日

・保険の種類: バイク保険 ⑥保険種類(バイク保険)

・証券番号: ○○○○○○○○○○ ⑦証券番号

ご自宅・ご勤務先の別をご記入ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

①ご契約後、告知事項のうち次に掲げる事項(通知事項)の変更が生じた場合には、遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によってご通知が遅滞する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

●ご契約のバイクの用途・車種、車両番号(車両番号に準ずるものを含む。)(注1)

●ご契約のバイクの使用目的(業務使用/通勤・通学使用/日常・レジャー使用)(注2)

(注1)用途・車種の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、原動機付自転車から原動機付自転車以外に変更となり「入替の対象となるバイクの範囲」を超える場合など、当社引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。

(注2)使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客さまセンターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意願います。)

②次の事実が発生する場合は契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。


●ご契約のバイクと同一の用途・車種のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合やご契約のバイクの廃車・譲渡・返還に伴いご契約のバイクの所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合

●ご契約のバイクを譲渡する場合

●記名被保険者が変更になる場合

●運転者年齢条件を変更する場合(ご契約の運転者年齢条件を満たさない方が運転される場合)

●上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

 <ご契約後にご注意いただきたいこと>

1.(1)ご契約のバイクの入替、1.(2)ご契約内容の変更に関する留意事項

③事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

④お引越し等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

(3) ご契約の中断制度 **注意喚起情報**


下記の理由により、ご契約を解約するまたは継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、中断するご契約の事故の有無・内容・件数等により決定されるノンフリート等級および事故有係数適用期間を新たなご契約に適用できる、「中断制度」があります。

<中断制度が利用できる主な場合>

●ご契約のバイクを廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した場合

●記名被保険者が海外転勤等で海外に出国する場合 など

なお、中断日(ご契約の解約日または満期日)から13ヶ月以上ご連絡がない場合や、海外出国日が中断日から6ヶ月を超える場合はこの制度をご利用できませんので、ご注意ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

 <ご契約後にご注意いただきたいこと>

2.(2)中断証明書発行の主な条件、2.(3)中断後の新たなご契約の主な条件

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取り扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。自動車保険(バイク保険)は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による保険金は100%補償されません。

(2) 個人情報に関する取り扱い **注意喚起情報**

① 個人情報の利用目的

本保険契約に関する個人情報を、次の目的および下記③に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約の引受審査、維持・管理を含みます。)、代理、媒介、取次、管理、ならびに、MS & A Dインシュアランス グループ各社の取り扱う他の商品・サービスの案内、提供、管理を行うため
- (B) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含みます。)、保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
- (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
- (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
- (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
- (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

② 個人情報の提供先

本保険契約に関する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供する場合があります。

③ 共同利用

- (A) 当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- (B) 当社は、本保険契約に関する個人情報を、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うほか、当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で共同利用することがあります。詳細につきましては、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

④ 当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。

(3) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

当社取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権・保険料領収権および告知受領権は有していません。

(4) ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

(5) 重大事由による解除


次の場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (A) 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- (B) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- (C) 暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。
- (D) 上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 <事故を起こされた時のご注意>

1. (3) 保険金のご請求時に提出いただく書類について、2. (1) 示談交渉

< 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 >	< 指定紛争解決機関 > 注意喚起情報
<p>< ご契約に関するご質問・変更のお手続き > お客さまセンター 新規のお客さま : 0120-312-405 ご契約中のお客さま(継続) : 0120-312-645 ご契約中のお客さま(変更手続き) : 0120-312-750 (平日 9:00~20:00) (受付時間: いずれも、土・日・祝日 9:00~18:00)</p>	<p>当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p>
<p>< 事故が起こった場合 > 事故受付センター : 0120-258-312 (24時間365日対応)</p>	<p>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル]</p>
<p>< 事故または故障でバイクが自力走行不能となった場合 > ロードサービスセンター : 0120-638-312 (24時間365日対応)</p>	<p>(受付時間: 平日 9:15~17:00) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。</p>
<p>< 保険に関する相談・苦情・お問い合わせ > お客さま相談デスク : 0120-312-770 (受付時間: 平日 9:00~17:00)</p>	<p>(https://www.sonpo.or.jp/)</p>